

## 嘉島町建築物等木材利用促進基本方針

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、法第 25 条に規定する木材利用促進本部の「建築物における木材利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」及び熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和 4 年 1 月 4 日施行）に即して策定するものであり、町内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項等を定めるものである。

### 第 1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木材の利用を促進すべき建築物

本町において木材の利用を促進すべき建築物は、法第 2 条第 1 項に規定する建築物とし、町が木材利用に取り組む公共建築物は法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物とする。

#### 2 住宅における木材の利用の促進

町は、法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、関係団体等と連携して、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

#### 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

##### (1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努める。

##### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

##### (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

### 第 2 町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

#### 1 木材の利用を推進すべき町等施設及び町等工事

#### (1) 町等施設の対象

広く町民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、幼稚園等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等の公共性の高い建築物及びその附帯施設とする。

#### (2) 町等工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む）とする。

※町等施設：町が直接又は団体等への補助等により実施する公共建築物

※町等工事：町が直接又は団体等への補助等により実施する公共工事

※公共建築物等：公共性の高い建築物及び付帯施設並びに公共工事の総体

※公共工事：地方自治体を実施する河川、道路、公園、農業農村整備、その他の土木工事

### 2 町等施設及び町等工事における木材の利用の目標

#### (1) 町等施設

ア 低層（3階建て以下）の公共施設は、木造化に努める。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

イ 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を促進する。特に、町民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化に努める。

#### (2) 町等工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、木材の利用を図る。

#### (3) その他

ア 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進する

イ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用に努める。

### 第3 その他町の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

#### 1 木造計画・設計基準等の活用

建築物の整備に当たっては、国が定める木造計画・設計基準（国土交通省）（以下「木造基準」という。）や、くまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（熊本県）の活用を図る。

#### 2 木材の地産地消の促進

県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

#### 3 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

(1) 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又

は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。

- (2) 建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。
- (3) 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、CLT（直交集成板）等）の活用に努める。
- (4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。

#### 附 則

この方針は、平成25年3月14日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。